

教育委員会制度改革及び総合教育会議の概要について

1 教育委員会制度改革の経緯

平成 27 年 3 月 31 日までの教育委員会制度は、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきた。

しかし、その一方で、教育委員会制度に対しては、責任の不明確さ、閉鎖的体質、危機管理能力の低さなどの問題を指摘する声があったのも事実で、いじめや体罰に起因するとみられる自殺事件をきっかけとして、教育委員会に対するこのような批判が高まりを見せてきた。

そのような社会的状況を背景に、内閣に置かれた教育再生実行会議は制度全体の見直しを求め、この提言を受けた文部科学大臣の諮問に対する中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省が提出した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。そして、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るなどの改革が行われた。

ただし、一律に制度移行を行うと現場に混乱を生じる恐れがあると考えられることから、在任中の教育長は教育委員としての任期が満了するまで現行制度の教育長として在職し、徐々に新制度への移行が図られるよう経過措置が設けられている。

2 制度改革の主な内容

(1) 教育行政の責任の明確化

ア 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。ただし、施行日（平成 27 年 4 月 1 日）において在任中の教育長については、教育委員としての任期が満了するまで、現行制度の教育長として在職する。

イ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。

ウ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

エ 教育長の任期は、3 年とする（委員は 4 年）。

オ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

(2) 総合教育会議の設置及び教育に関する大綱の策定

- ア 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。
- イ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。
- ウ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整結果を尊重しなければならない。

3 総合教育会議の位置付け

総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけであり、それぞれの執行権限の一部を会議の場で決定を行うものではないため決定機関ではなく、首長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもない。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれの構成員が尊重義務を負うものの、その方針に基づいて事務執行を行った結果として、大綱に定めた目標を達成できなかったとしても、尊重義務違反には該当しない。したがって、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、教育委員会と十分に協議し、調整を尽くすことが重要である。

また、総合教育会議は、すべての地方自治体に設けるものとなっているが、その開催については大綱の策定の協議以外は、首長が必要に応じて開催するものとなっている。